

広報
すおう
大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2021 (令和3) 年
No. 198

河津桜の蜜を求めて (小積)

周防大島町で農業を始めませんか？ 令和3年度 受講生募集！

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島町で農業を営むこと、援農作業を希望する方を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

- ◆対象者 次のいずれかに該当する方
 - ・将来周防大島町で農業を営むことを希望する方
 - ・援農作業を希望する方
- ◆応募期限 4月16日(金) ※先着順

周防大島みかんいきいき営農塾

- 募集人数 38人
- 参加費 8,000円
- 受講期間 5月～令和4年4月
毎月1回、第1火曜日予定
- 会場 大島柑きつ振興センター他
- 研修内容 みかん栽培、農薬の防除方法等



J A 生き生き帰農塾

- 募集人数 20人
- 参加費 8,000円
- 受講期間 5月～令和4年4月
毎月1回、第3水曜日予定
- 会場 J A 山口県久賀支所他
- 研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎等



◆申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820 (79) 1007

後期高齢者医療保険料の

年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- ①本年2月に年金から天引きされた方
 - ②昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）
- ※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年

金天引きとならない場合があります。

- ◆年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります）

- 問い合わせ
健康増進課 医療保険班 ☎0820 (73) 5502

農地の賃借料情報を提供します

☎周防大島町農業委員会（農林課内）
☎ 0820 (79) 1002

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借（26筆のうち特殊な取引を除く）における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

●周防大島町農地賃借料情報（年額）

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稻）の部	基盤整備地域	6,700円	9,300円	4,000円	2筆
	未整備地域	1,700円	2,200円	1,500円	3筆
畑（普通畑）の部		2,000円	2,500円	1,800円	3筆
畑（樹園地）の部		5,200円	6,900円	2,100円	15筆

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kgあたり10,194円に換算しています。

※賃借料を物納支給（みかん）としている場合は、1kgあたり211円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」（令和2年実績298筆）があります。

申請はお済みですか？

高額医療・高額介護合算療養制度についてお知らせします

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

令和元年8月1日から令和2年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしていますので、早めに申請をしてください。

なお、次の①、②に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認できないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

- ①令和元年8月から令和2年7月の間に住所を変更された方（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方）
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当する方は、支給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医

療保険の窓口で自己負担額証明書を手入のうえ申請してください。ただし、申請をしても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します）

■申請先

令和2年7月31日時点で加入していた医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502

重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

●特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

●障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障

害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が一つ以上ある
- ② 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

●特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※²
- ② 療育手帳の障害の程度がA
- 2級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳3級または4級の一部※³
- ② 療育手帳の障害の程度がB

※¹ 身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、

重度の精神障害

※² 下肢障害において、両足首から欠くもの

※³ 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
特別児童扶養手当	1級 52,500円
	2級 34,970円

◎ 手当には支給制限があります
 ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
 ・ 社会福祉施設に入所しているとき
 ・ 3カ月以上入院していると

き（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班

☎ 0820 (77) 5505

めざせ！ かしこい消費者

固定電話が使えなくなる？
IP網への移行に便乗した勧誘に注意

【相談】

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から「2021年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えませんか」と電話があった。この会社の言っていることは本当なのか。

【アドバイス】

現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使えること、手続きや工事も不要であることを伝えた。

【ワンポイント講座】

NTT西日本とNTT東日本は2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。

この設備切替に便乗し、固定電話が使えなくなるという勧誘文句で営業をする業者に注意しましょう。

IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う手続きや工事も不要です。よく分からなければ、その場で返事はせず、家族や周囲の人に相談しましょう。

不審に思ったら、早めに柳井地区広域消費生活センター、もしくはNTT西日本（0120・190・022）に相談してください。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎ 0820 (22) 2125

山口県消費生活センター

☎ 083 (924) 0999



狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主には、犬の登録（生涯1回）と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。

【狂犬病予防接種】

■対象 生後91日以上の犬

■日時・場所

下表のとおり（どの会場でも受けることができます）

■料金（1頭あたり）

・登録済の犬 3,050円

（予防注射代2,500円／注射済票550円）

・未登録の犬 6,050円

（上記料金および登録料3,000円）

◆注意事項

☞料金および飼い主の方へお届けする通知書をご持参ください。（通知書内の太枠で囲っている問診欄を必ずご記入ください）

☞犬が暴れて注射ができない場合がありますので、その犬に慣れた方が連れて来てください。

☞料金はつり銭のないようご準備ください。

【犬の登録】

■飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

■新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。



4月14日(水)	8:55~9:05	家房停留所
	9:10~9:20	出井停留所
	9:25~9:30	津海木消防機庫
	9:35~9:45	沖浦出張所
	9:50~9:55	横見集荷場前
	10:00~10:10	日見公会堂
	10:15~10:25	志佐老人憩いの家
	10:30~10:55	大島集荷場(小松)
	11:00~11:10	志駄岸神社駐車場
	11:15~11:25	小松港
	11:40~11:43	奥畑停留所
	11:45~11:48	榎原停留所
	11:55~12:00	旧神領停留所
	12:05~12:10	旧屋代小学校入口
12:15~12:35	大島庁舎前公園	

4月15日(木)	9:05~9:15	三浦寺家橋
	9:20~9:40	蒲野出張所
	9:45~9:50	西の郷浜老人憩いの家
	9:55~10:05	棕野出張所
	10:15~10:50	農業者健康管理センター(久賀)
	12:00~12:15	樽見渡船待合所
	12:30~12:35	江ノ浦渡船待合所

4月16日(金)	8:50~8:55	秋集荷場跡地
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:25	庄集荷場前
	9:30~9:35	三ツ松区民会館
	9:40~10:00	橘庁舎
	10:05~10:15	原区民会館
	10:20~10:30	安高米穀店横
	10:35~10:40	鹿家集荷場前
	10:45~11:00	油良集荷場前
	11:10~11:15	長浜集荷場跡地
	11:20~11:30	しらとり苑横
	11:35~11:45	日前郷集荷場跡地
11:50~12:00	日良居庁舎	

4月19日(月)	8:50~8:55	馬ヶ原集荷場跡地
	9:05~9:10	油宇集会施設
	9:15~9:25	油田出張所
	9:30~9:35	小伊保田集荷場跡地
	9:45~9:55	和田出張所
	10:00~10:05	内入集荷場跡地
	10:10~10:15	小泊集荷場跡地
	10:20~10:25	旧和佐公民館前※
	10:35~10:55	東和総合センター
	11:10~11:15	佐連会館
	11:25~11:30	伊崎集荷場前
	11:35~11:45	白木出張所
	11:50~12:00	船越集荷場跡地
	12:05~12:15	西方選果場跡地

■問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班
☎0820(79)1010

※新しくできた公民館ではありませんのでご注意ください。

農業者年金に加入しませんか？

●農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

●少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

●終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることがで

きます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

●税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

●認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ

・周防大島町農業委員会（農林課）

☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03（3502）3942

<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所



柳井警察署だより

「還付金があります」は詐欺！

公共機関や銀行を名乗り、被害者にATMを操作させてお金をだまし取る還付金詐欺が発生しています。

電話で相手から「年金や保険の還付金があります」「手続きをするのでATMに行ってください」と言われた場合、その電話は詐欺です。

還付金手続きのために、電話でATMの操作方法を指示することは絶対にありません。

還付金手続きの電話があった際は、一旦電話を切って、警察や公共機関に確認した上で対応してください。

電話の内容がおかしいと思ったときは、まず第一に警察に相談してください。



還付金の手続きをします。ATMを操作してください。



その電話詐欺です！！



☎周防大島幹部交番
柳井警察署

☎0820（72）0110
☎0820（23）0110

人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

【常設人権相談所】

法務局では毎日（休日を除く）人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局

（岩国市錦見一丁目16-35）

☎0827（43）1125

〈平日 午前8時30分～午後5時15分〉

【特設人権相談所】

町内で毎月1回1会場（午前9時30分～正午）にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開設されています。
※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

『令和3年度計画』

○久賀総合センター

4月6日(火)、8月5日(木)、12月3日(金)

○大島庁舎

5月6日(木)、9月3日(金)、1月7日(金)

○橘総合センター

6月8日(火)、10月5日(火)、2月4日(金)

○東和総合センター

7月6日(火)、11月5日(金)、3月4日(金)

■問い合わせ

福祉課民生福祉班

☎0820（77）5505

周防大島の文化財 ④1

張六左衛門ゆかりの宝篋印塔・五輪塔（東安下庄）

《周防大島町文化財保護審議会委員 正久武則》

東安下庄原の小高い丘の上に立派な宝篋印塔がある。これが張六左衛門の墓である。

張六左衛門の父張忠は、明（中国）から来日した医師である。当時、明では同列のものが互いに勢力争いをしていた。このままでは、殺されると思ひ船で朝鮮へ逃げようとしたが暴風に遭ひ肥前国平戸に漂着した。そのことを平戸の守護、松浦氏は、大内義隆に報告した。大内義隆は張忠を呼び寄せ山口に住まわせた。

張忠は医師が得意で、毛利隆元の子孫の重い病気を治し、また明の兵法などを説き聞かせたこともあり、毛利家ではこれは得難い人物であると家臣になった。毛利元就は孫の輝元にも「明人・張忠は、世に仕えて、まことに忠義であった。「忠」の子孫を捨て置いてはならぬぞ」と言い残した。

張忠の子・思朝は輝元に仕え「元至」という名と、「六左衛門」という日本名を賜った。六左衛門は力量があったので藩の重臣の列に加えられる重く用いられた。そして輝元の長男秀就の養育の任も務めていた。

しかし、それを妬む者の讒言（ざんげん）にあった。輝元は六左衛門に死罪を命ずることにした。江戸出張の帰りの六左衛門の船と輝元の使者が立島沖で出会い、死罪を言い渡した。六左衛門は身に覚えのない罪ながら君主の命で仕方なく古城の浜に上陸し切腹をした。慶長6年（1601）8月27日のことである。この時引導を渡したのが秋の永明寺住職で、首を



▲永明寺の五輪塔

持ち帰り厚く葬り塚を建てた。これは、永明寺境内にある五輪塔の首塚である。その後、六左衛門の名誉は回復し、永明寺に百回忌、二百回忌に毛利藩から御供物が贈られている。現存する墓所は大正時代に改修されたもので、灯籠には「大正四年十月 張忠一 張令紀」と刻まれている。

六左衛門の墓は古墓様と呼ばれ、故人の遺徳をしのび、また首から上を治してくれるといわれ参拝者も多くあった。今は周りの畑も荒れ果て道も険しく訪れる人もほとんどいなくなった。



▲法浄寺丘の宝篋印塔

命をつなぐ救急救命

「呼ぶ・呼ばないの選択」

毎日どこかで救急車のサイレン音を耳にしませんか？先日、大島郡医師会主催の救急医療協議会が開催され、柳井地区消防署の令和2年1年間の救急出動は3214件との報告がありました。そのうち周防大島町は1204件で、高齢者が8割を占めるとのこと。単純計算すると、毎日町内で3台の救急車が出動し、高齢者2人が医療機関に搬送されていることとなります。何気ない暮らしの中で、医師や救急隊、救急救命士の方々に守られている命を実感しました。



救急車を呼ぶ時

救急搬送の大きな目的は「救命」です。文字通り、命を救うため、昼夜を問わず一刻も早い処置や治療を施す必要がある方のもとに駆けつけ、医療機関等へ緊急に搬送してくれます。

消防庁では「急なケガや病気、救急を要するもしもの場合は、迷わず『119』番に通報し、救急車を要請してください」と広報しています。連絡の際には、「救急」であることを伝え、来て欲しい住所や場所、症状を知らせることがポイントです。

救急車を呼ばない時

しかし近年、悩ましい問題として挙げられているのが、人生最終段階にある療養中の高齢者や終末期の方の救急救命です。本来、「延命措置」を望んでいない方であっても、救急車を要請すれば心臓マッサージ等の心肺蘇生や命を取り留めるための処置が行われます。救急車を呼んだ時点で、「命を救って欲しい」という要請があったとみなされ、到着した救急隊員の判断では処置をしない、または中断することはできないそうです。

在宅での「看取り」を希望される場



合は、容体の急変時には救急車を呼ばず、主治医に連絡を。大切なのは本人の意思を踏まえ、家族や回りの方々が同じ心づもりで対応できるように、しっかり話し合っておくことです。

いよいよ来月は新学期、新年度が始まります。一つの節目に立ち、改めて「人生の有終の美を飾る」ための健康づくりを推進していきたいと感じています。新たなスタートの合言葉も「ちよび塩でおいしく、運動・活動で元気に！」。

●ちよび塩クイズ

ちよび塩の大きな目標は、心疾患や脳血管疾患等の予防です。そこで問題。令和元年度の心臓手術1回の中で、最も高額なものはいくらだったでしょうか。

- ①約200万円
- ②約400万円
- ③約600万円

(答えは、11ページに掲載)

■問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504

タケノコを出荷してみませんか！

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか？発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきます。その駆除に苦勞されている方も多いと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の一挙両得です！

タケノコの掘り取りには唐鍬トウクわを使います。タケノコの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷をつけると、タケノコの商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘り終わったタケノコは、日光に当てないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は、4月に入ってから週3回程度、JA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前に登録が必要となりますが、最寄りのJA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗に行けば、どなたでも登録して出荷できます。

なお、タケノコの出荷規格等についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

JA山口県周防大島統括本部指導販売課

☎0820(72)0970

岩国農林水産事務所森林部
☎0827(29)1565

全国大会出場者へ激励費授与

スポーツ振興の一環として、全国大会に出場される方に激励費が授与されました。

大会名 第99回全国高等学校サッカー選手権大会
開催期間 令和2年12月31日～令和3年1月11日
開催地 埼玉県
出場者 高川学園高校3年 幸田爽史さん（小松）



▲高川学園高校のチームの一員として、全国大会に出場した幸田爽史さん（授与式：2月5日）

大会名 第70回全国高等学校スキー大会
開催期間 2月6日～10日
開催地 長野県
出場者 大島商船高専2年 藤中秀匠さん



▲クロスカントリー10km（クラシカル／フリー）に出場した藤中秀匠さん（授与式：2月18日）

みかんフェアがはじまりました！



みかんの島、周防大島特産のあま〜い温州みかんを使い、島内のカフェ&スイーツ店がさまざまな工夫を凝らした「みかんスイーツ」の祭典MIKAN FAIR（みかんフェア）がはじまりました！

定番のスイーツから新作のスイーツ、写真映えるスイーツなど、温州みかんを使った新名物のスイーツが満を持して登場しています。

2月14日のバレンタインデーには試食ツアーを催行し、女性モニターの皆さんにアンケートを通じてアドバイスをいただきました。また、Instagramにステキな写真の掲載とともに各種スイーツをご紹介いただきました。

みかん鍋に続く「みかんの島」ならではのグルメ企画など、今後さまざまな取り組みで盛り上げていきますので是非ともご期待ください！

みかんスイーツメニューを提供する店舗を周防大島観光協会のホームページで紹介しています。また、みかんスイーツ加盟店は随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。



■問い合わせ 周防大島観光協会 ☎0820 (72) 2134

周防大島町の話題

第67回 山口県漁村青壮年女性活動実績発表大会



▲1月15日、第67回山口県漁村青壮年女性活動実績発表大会において最優秀に選定され県代表となった浮島支店青年部の皆さん（右から桑原一吉さん、発表者の橋本将吾さん、吉村雄二さん）

赤貝産地日本一を目指して

3月2日に開催された第26回全国青年・女性漁業者交流大会で、山口県代表として「赤貝」の活動実績発表を行った山口県漁業協同組合浮島支店が、農林水産大臣賞を受賞しました。

水揚量が年々減少し危機的状況の中、漁家経営を維持するために平成18年から開始した赤貝の種苗放流。放流後のエイ等からの食害対策や、単価向上のための品質と規格の統一を徹底。その努力により、放流を始めた14年前に比べ水揚量、金額ともに4倍に増加し、小型底びき網全体の水揚金額も20年前の水準にまで回復したことを発表しました。

そして、県内各地が呼吸を合わせて赤貝の資源管理に取り組めば、赤貝産地日本一の山口県も夢ではないと話しました。

周防大島町総合計画案の答申書を提出

周防大島町総合計画策定審議会は、令和3年度からの次期総合計画策定に係る審議を2月4日に終了し、策定審議会の会長を務めた河原光雄氏が2月9日、総合計画案の意見や要望を取りまとめた答申書を藤本町長へ提出しました。

答申書を受け取った藤本町長は、「町民の皆さんの安全・安心のためにしっかりと取り組んでいきたい」「町民の皆さんの声を聞きながらまちづくりに努めていきたい」と話しました。



▲藤本町長に答申書を手渡す周防大島町総合計画策定審議会の河原光雄会長

今年度で一区切り、島スクエア



▲座談会の様子。それぞれの視点で、地域社会と起業に関しての考えを話す参加者。

2月14日、島スクエアフォーラムが大島文化センターにて開催され、事業報告、受講生の事業プランの発表や「地域で生きる・地域が生きる起業」と題し、株式会社くるとん代表 藤井康弘氏による基調講演などが行われました。

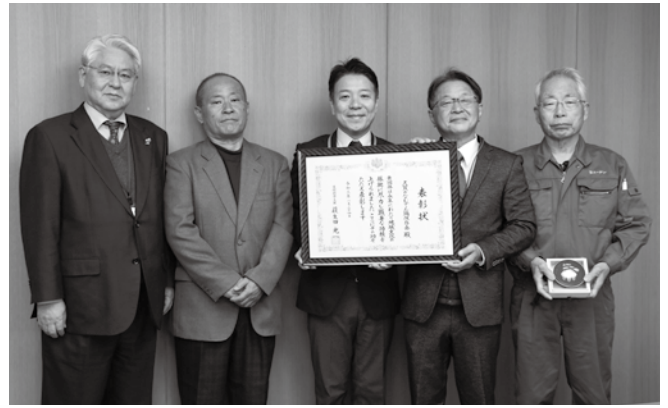
また、「コロナ後の地域社会と起業のあり方～地域を見る・知る・生かす起業～」と題し、座談会が行われ、起業家や地域おこし協力隊の視点などから、活発な意見交換が行われました。

13年間続いたこの事業も今年度で一区切りを迎えますが、来年度からも継続していきけるように新たな体制で取り組んでいく予定となっています。

「久賀のなむでん踊保存会」 文部科学大臣表彰

2月16日、久賀のなむでん踊保存会から、文部科学大臣賞表彰の報告がありました。これは、永年にわたり、山口県指定無形民俗文化財「久賀のなむでん踊」の保存と継承に尽力し、地域文化の振興に貢献した功績が認められたものです。

「久賀のなむでん踊」は、江戸時代から続く虫送り行事で、昭和51年には山口県指定無形民俗文化財に指定されました。保存会の藤井俊司会長は、「できれば子どもたちに参加してもらって続けていきたい」と想いを語りました。



▲受賞の報告をする「久賀のなむでん踊保存会」の皆さん
(右から大谷正夫さん、藤井俊司会長、藤本町長、西本芳隆さん、西川教育長)



▲設立会議の様子

エコツーリズムの拠点に

2月16日、地家室園地活用推進協議会の設立会議が開催され、地家室園地の整備概要や活用計画、管理運営の全体図について説明がありました。

地家室園地は、ニホンアワサングを始めとする周防大島の豊かな自然環境を満喫できる、環境学習やエコツーリズムの拠点施設として、環境保全活動など、さまざまな取組を展開していきます。

安心のあるまち 防災行政無線

圏政策企画課 広報情報統計班

☎0820(74)1007

○戸別受信機の電池切れ

戸別受信機には停電を想定して、乾電池が入っています。

乾電池の残量が少なくなると、放送終了後に赤色の表示ランプが点滅し、「プツ、プツ、プツ」と警告音が鳴ります。

災害時の停電で避難情報を聞くことができないで避難が遅れてしまったという例が多いことから、電池切れを確実にお知らせするために赤ランプの点滅と音で知らせるようになっていきます。

○音を止める

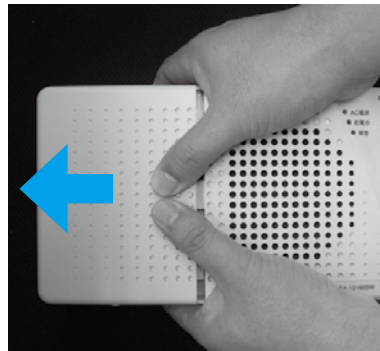
「緊急音量解除」のボタンを押すと、一時的に警告音を止めることができます。放送を受信すると再び警告音が鳴ります。



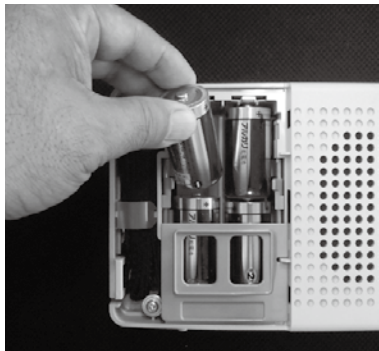
押すと一時的に音が止まります

○電池の交換方法

受信機の右側面の電源スイッチを切つて、前面のふたを開けます。



中央の「OPEN」の部分
を強く押して矢印の方向へ
スライドさせます。



単2の電池（アルカリ電池
推奨）が4本必要です。

電池の交換が終わったら元に戻し、コンセントなどを確認して電源スイッチを入れます。赤色のランプが消えて緑色のランプが点灯していれば電池交換の終了です。

【P8 ちよび塩クイズ答え ③】

手術になる前の段階で、病気の悪化を食い止めたものです。

募 集

会計年度任用職員（政策企画課事務補助）を募集します

- 採用予定人員 1人
- 勤務場所 政策企画課（大島庁舎）（周防大島町小松126-2）
- 勤務内容 地域振興業務事務補助（ワード・エクセル操作あり）
- 勤務条件等
 - ・任用期間 5月1日～令和4年3月31日まで（ただし、任用から1カ月間は条件付き採用期間となります）
 - ・勤務日 週2～3日程度
 - ・勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
 - 報酬等
 - ・時給890円
 - ・通勤に係る費用弁償制度あり
- 登録申込書の請求方法
 - 登録申込書は、各総合支所・出張所で配付しています。また、町ホームページからも印刷できます。
- 郵送請求の場合、「会計年度任用職員（政策企画課）応募

申込書請求」と朱書きした封筒に、84円切手を貼った返信用封筒（申込者の郵便番号・住所・氏名を記入）を同封のうえ、請求してください。

■申し込み方法

登録申込書（直近3カ月以内に撮影した写真を貼り付け）を4月15日（木）（必着）までに郵送または直接お届けください。

郵送の場合は、「会計年度任用職員（政策企画課）登録申込書」と朱書きした封筒に、登録申込書を入れてお送りください。（できるだけ簡易書留で郵送してください）

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ
〒742-2921
周防大島町小松126-2
政策企画課地域振興班
☎0820（74）1007

市民農園利用者募集

あなたも土にふれあってみませんか！

●市民農園

クカインガルデン（久賀）

■募集区画数

5区画（1区画約24㎡）

■利用料

1㎡当り 年間80円

●滞在型市民農園

ガルテンヴィラ大島（東屋代）宿泊施設付きの市民農園です。初心者への野菜づくりの指導も実施しています。興味のある方は、農林課までお知らせください。

■募集区画数 9区画

■利用料

年額39万7700円
～40万5800円

■利用期間

4月から（最長5年間まで更新可能）

■申込期限（共通）

3月25日（木）（応募多数の場合は抽選となります）

■申し込み・問い合わせ

農林課農林振興班
☎0820（79）1002

相 談

「表示登記の日」
無料登記相談会

■日時

4月1日（木）

午前10時～午後3時

■場所

山口地方事務局周南支局
（周南市周陽二丁目8-33）

■相談内容

土地（分筆・合筆、地目変更、土地の面積等の更正、土地の境界について）／建物（新築・増築、取り壊し・分割・区分等）

■相談員

山口県土地家屋調査士会会員

■問い合わせ

山口県土地家屋調査士会
☎083（922）5975

お知らせ

福祉タクシー助成事業の
対象事業所が新しく増えました

令和3年4月から、次の事業所が福祉タクシー助成事業の対象となります。

■事業所名

有限会社久観交通

■住所

周防大島町久賀4735-2

■電話番号

0820（72）1197

■助成される料金

初乗り料金

■問い合わせ

福祉課民生福祉班
☎0820（77）5505

空家バンクに
登録しませんか？

「周防大島町に移り住みたい」「空家を紹介してほしい」といった相談を多くいただいています。

町では空家の有効活用と人口減少対策を目的とした、「空家バンク制度」を行っています。使っていない空家を空家バンクに登録し、貸し出すことにより、家賃収入を得たり、家屋の老朽化を遅らせたりすることが出来ます。

■登録条件

- ①すぐに暮らせる状態の家であること
- ②家財などが無いこと

※登録を条件にリフォームのための助成制度もありますので、まずはお問い合わせください。

■問い合わせ

政策企画課定住対策班
☎0820（74）1007



あなたの資産を確認してください

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。(縦覧無料)

縦覧期間

4月1日(木)～5月31日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土日祝日は除きます)

■縦覧できるもの(固定資産課税台帳にかわるもの)

- ・土地価格等縦覧帳簿(所在地番、地目、地積、価格)
- ・家屋価格等縦覧帳簿(所在地番、種類、構造、床面積、価格)

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの

- ①固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している人。(ただし、土地(家屋)のみを所有している者は、家屋(土地)の縦覧ができません)
- ・必要なもの
- 本人確認ができるもの

(運転免許証等)

※納税者と同居の親族も同様に取り扱いいます。

②納税者本人から委任を受けた方

・必要なもの
委任状(または納税通知書等)

場所

各総合支所または税務課
税務課課税第2班

■問い合わせ
☎0820(74)1008

就学援助費・就学奨励費

交付申請

対象

・就学援助費
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される方

・就学奨励費
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で、就学援助を希望される方

※認定条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

交付内容

学用品費、修学旅行費、学校給食費など

申請期限

4月20日(火)(年度の途中でも申請の受付を行います)

認定となった場合は提出した日から援助対象となります)

申請方法

教育委員会学校教育課または各公民館へ、所定の様式により申請してください。(継続を希望される人も、改めて申請が必要です)

申請に必要なもの

①印鑑/②生計を同一にする世帯全員の令和2年度課税証明書(ただし、令和2年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません) /

③児童扶養手当証書の写し(該当者は必ず添付) ④振込先口座

お問い合わせ

学校教育課
☎0820(78)2204

鳥獣(イノシシ・カラス等)の「エサ場」をつくらないようにしましょう

田んぼや畑に収穫しない農作物や野菜クズ等を放置している様子が見受けられます。

このような場所は、鳥獣にとって格好の「エサ場」として、鳥獣が頻繁に出没するようになり、自己の耕作地だけでなく、周囲の耕作地や宅地等への被害を引き起こします。

収穫しない農作物や野菜クズ等は耕作地に放置せず、廃棄して鳥獣の「エサ場」をつくらないようにしましょう。

お問い合わせ

農林課有害鳥獣対策班
☎0820(79)1002

令和3年度前期

危険物取扱者試験

試験の種類

甲種・乙種・丙種(甲種以外は誰でも受験できます)

実施日

6月19日(土)、20日(日)

場所

県内各市(柳井市では、6月19日に乙種第4類の試験)

■受験申請の手続き
最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要な書類を添えて期限までに提出してください。電子申請もできますので、詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

https://www.shoubo-shiken.or.jp

願書受付期間

書面申請
4月9日(金)～4月22日(木)

電子申請

4月6日(火)～4月19日(月)

試験準備講習会

乙種第4類の試験準備講習会を5月20日(木)・21日(金)の2日間、中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール(柳井市宮本塩浜1578-8)で開催します。定員は30人で、受講料が必要となります。

※詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課
☎0820(23)7774

図書専用の除菌BOXを設置しています



新型コロナウイルス感染症対策として、町内の図書館に各2台、蔵書専用の除菌ボックスを設置しています。

本を借りる際には、ぜひご利用ください。

お問い合わせ

久賀図書館(代表)
☎0820(72)2520

国税専門官募集

■受験資格

(1)平成3年4月2日～平成12年4月1日生まれの人

(2)平成12年4月2日以降生まれで、大学を卒業した人（令和4年3月卒業見込み含む）、人事院が同等の資格があると認める人

■試験の程度 大学卒業程度

■受付期間

○インターネット

3月26日(金)～4月7日(水)

○郵送・持参

3月26日(金)～29日(月)

※詳しくは、国税庁ホームページを確認するか、お問い合わせください。

(<https://www.nta.go.jp>)

■問い合わせ

広島国税局人事第二課

☎082(221)9211

柳井税務署

☎0820(22)0277

2021年度

労働基準監督官採用試験

■採用予定者数 約245人

■試験日

・第一次試験 6月6日(日)

・第二次試験 7月13日(火)～15日(木)の指定された日時

■受付期間

3月26日(金)～4月7日(水)

申し込みはインターネットにより行ってください。

(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

※詳しくは、「労働基準監督官

採用試験 厚生労働省」で

検索するか、お問い合わせ

ください。

■問い合わせ

山口労働局総務部総務課

☎083(995)0360

自衛官募集

◎一般幹部候補生

■応募資格

22歳以上26歳未満の方(20

歳以上と22歳未満の方は、大

学卒業(見込み含む)、修士課

程修了者等(見込み含む)は

28歳未満の方)

■受付期間

4月28日(水)まで

■第1次試験日

5月8日(土)、9日(日)

◎歯科・薬剤科幹部候補生

■応募資格

専門の大学卒業(見込み含

む)20歳以上30歳未満の方(薬

剤科は20歳以上28歳未満の

方)

■受付期間

4月28日(水)まで

■第1次試験日

5月8日(土)

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820(22)8199

催し

陶芸作品展

八幡生涯学習のむら陶芸の

館の陶芸教室受講生・シニア

クラブ陶芸教室会員の作品を

展示します。

入場は無料で、先着50名に

来場記念品があります。

■開催期間

3月26日(金)～28日(日)

午前9時～午後5時

(最終日は午後4時まで)

■場所

八幡生涯学習のむら

■問い合わせ

八幡生涯学習のむら

☎0820(72)2601



企画展示「周防大島とハワイ～移民たちの足跡～」

周防大島の移民史を中心に紹介する企画展示です。国立歴史民俗資料館、国立国語研究所の協力を得て、移民の足跡を記した資料や写真をパネルで紹介します。

■主な展示内容

日本からハワイへの移民の歴史、周防大島からハワイに渡航した人々、周防大島の移民関連史跡、戦後の周防大島とハワイとの交流史

■会場 宮本常一記念館

■開催期間 3月15日(月)～5月9日(日)

(水曜休館、祝日の場合は翌日)

■開館時間 9時30分～18時(最終受付17時30分)

■主催 周防大島町、周防大島町教育委員会

■共催 国立歴史民俗博物館、国立国語研究所

■後援 日本ハワイ移民資料館、大島郡国際文化協会、島の生活文化研究会、NPO法人周防大島郷土大学、橘郷土会

■協力 ハワイタイムスフォトアーカイブファウンデーション、スタンフォード大学フーヴァー研究所、山口大学

■問い合わせ 宮本常一記念館 ☎0820(78)2514



▲ハワイへ渡った日本人移民たち (ハワイ州立公文書館提供)

障害年金を受給しているひとり親家庭の方が『児童扶養手当』を受給できるように見直されました

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭の方は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになりました。

【手当を受給するための手続き】

既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、福祉課または最寄りの総合支所への申請が必要です。

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505

棕野出張所の開所日の変更について

令和3年度から、棕野出張所の開所日は、毎週水曜日の週1回となります。

なお、棕野公民館については、従来どおり曜日に関係なく利用（貸館利用）ができます。

総合支所 ☎ 0820 (79) 1000

4月の柳井健康福祉センター一定例保健事業

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	20日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	23日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

柳井健康福祉センター ☎ 0820 (22) 3631

元気ですか？

こちらは管理栄養士です

子どもの食生活について

お腹がすく生活リズムを

子育てされている家庭では、お子さんがしっかり食事を食べるために、おいしく味つけしたり、食べやすくしたり工夫されている方も多いと思います。そのために必要なことは、子ども自身が「お腹がすいた」という感覚が持てる生活をする事です。お腹がすく生活リズムのポイントを参考にお子さんの生活を振り返ってみましょう。

お腹がすく生活リズムのポイント

★朝食から生活リズムを見直しましょう

1日3回の食事は、規則正しい食生活の基本になります。朝食は1日のリズムを作り、体と脳が活動するためのエネルギー源になります。朝食を抜くと次の食事のドカ食いや菓子などの食べ過ぎにつながります。また、体温や集中力、記憶力の低下、体力がない、肥満などの原因になります。朝食は、1日を元気にスタートさせるために大切ですので、毎朝食食べるようにしましょう。

周防大島町管理栄養士 橋本 はるみ
 ■問い合わせ
 健康増進課 健康づくり班

☎ 0820 (73) 5504

★おやつ（間食）は時間と量を決めましょう

常に、お菓子やジュースなどでお腹がいっぱいだと「お腹がすいた」という感覚がなくなってしまうます。おやつのだらだら食べはせず、時間と量を決めて食べるようにしましょう。また、夕食後や寝る前におやつを食べると、朝、お腹がすかないため朝食欠食の原因になったり、消化器官が休まずに働き続けるため睡眠の質が低下したりします。夕食後のおやつは控え、朝、起きたときに軽くお腹がすいた状態になるようにしましょう。

★体を動かして遊ぶようにしましょう

たくさん体を動かして遊ぶことは、心身ともに成長すると同時に、エネルギーを使うので「お腹がすいた」という感覚を感じ、次の食事をおいしく食べることができます。昼間はしっかり体を使った遊びをしましょう。

食生活に関することや育児に関するなどで、困ったことや相談したいことなどがありましたら、気軽にお声がけください。



3月(21日~31日)

21 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈安本医院 ☎73-0822〉
22 (月)	
23 (火)	
24 (水)	
25 (木)	
26 (金)	
27 (土)	
28 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈野村医院 ☎76-0017〉
29 (月)	
30 (火)	
31 (水)	

5 (月)	
6 (火)	
7 (水)	
8 (木)	ちょび塩の日PR活動 11:00~13:00 (セブンイレブン山口大島橋店)
9 (金)	育児相談 10:00~11:30 (日良居庁舎)
10 (土)	
11 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈しまかぜ在宅支援診療所 ☎78-2533〉
12 (月)	
13 (火)	
14 (水)	
15 (木)	
16 (金)	
17 (土)	
18 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈山中クリニック ☎72-0152〉
19 (月)	
20 (火)	育児相談 10:00~11:30 (久賀福祉センター)

4月(1日~20日)

1 (木)	こころの相談会(要予約) 10:00~12:00 〈申込先 健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504〉 認知症相談日 9:00~16:00 (日良居庁舎) 〈圏地域包括支援センター ☎73-5506〉
2 (金)	
3 (土)	
4 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈橋医院 ☎77-1000〉

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています。

◆大島病院 ☎74-2580 ◆東和病院 ☎78-0310

※催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

人の動き（3月1日現在）※増減は対前月比

人口	15,152人	(46人減)
男(日本人)	6,969人	<small>〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 21人 小計 25人 減：死亡 37人 転出 36人 小計 73人</small>
女(日本人)	8,074人	
外国人	109人	(2人増)
世帯数	8,729戸	(38戸減)

過去5年の人の動き（各年12月31日現在）

人(戸)数	H 28	H 29	H 30	H31・R1	R 2
人口	17,237	16,756	16,320	15,775	15,242
男(日本人)	7,840	7,646	7,472	7,257	7,009
女(日本人)	9,304	9,022	8,758	8,413	8,127
外国人	93	88	90	105	106
世帯数	9,671	9,438	9,266	9,040	8,790

周防大島町交通事故発生状況（令和3年1月末現在）

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
0 (-1)	0 (±0)	0 (-1)

物損事故件数		
23	前年比	+8

過去5年の状況（各年12月末現在）

人(件)数	H 28	H 29	H 30	H31・R1	R 2
人身事故	37	32	32	27	19
死者	1	1	1	0	0
傷者	53	46	39	39	31
物損事故	324	280	319	325	302

このコーナーはPDF版では掲載していません。

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課(周防大島町大字小松126-2)

☎0820(74)1007

印刷◆中村印刷(株) ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。



宝くじ助成金を活用して 「和佐公民館」を整備しました

このたび、和佐自治会では「コミュニティ助成事業」を活用し、自治会内に公民館を整備しました。

公民館は、地域のつながりを深める自主的な活動や、健康づくりの活動などに使用することを目的に整備されたもので、軽量鉄骨造平屋建 183.15 m²。多目的室、会議室、厨房、トイレ、倉庫を整備し、住民の交流を図る地域の拠点として活用されます。

コミュニティ助成事業は、(一財)自治総合センターによる宝くじの受託事業収入を財源とした社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に行われています。



▲完成した和佐公民館